資料2 町地域防災計画【風水害編】 改定のポイント

企 画 防 災 課

全体を通して

- 1 県地域防災計画の修正を踏まえた見直し
- 2 組織名の変更など 時点修正による見直し
- 3 意見調書を踏まえた見直し など

町地域防災計画風水害編改定の主なポイント

新たな避難情報

○令和3年5月、災害対策基本法の改正において、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化、警戒レベル5の災害発生情報を「緊急安全確保」に見直しされ、これに伴い、県地域防災計画の修正を踏まえて見直しを行う。



第1編 総則

1 洪水浸水想定

河川改修を反映した浸水想定区域図をもとに、計画規模降雨の浸水想定の更新と想定 最大規模降雨の浸水想定を追加

- ■浸水状況を想定したハザードマップを2種類作成
- ①100年に1回程度おこる大雨(1日総雨量265mm)で氾濫した場合を想定 (計画規模降雨)※全戸配布(R3.3)、町ホームページに掲載
- ②1000年に1回程度おこる大雨(1日総雨量578mm)で氾濫した場合を想定(想定最大規模降雨)※町ホームページに掲載
- ※ちなみに、平成21年水害での1日総雨量は326.5mmを観測(佐用川)

2 土砂災害

土砂災害特別警戒区域の項目・箇所数を追加、土砂災害警戒区域の箇所数を更新

- ・土砂災害特別警戒区域(580箇所)土石流(120箇所)、急傾斜地の崩壊(460箇所)、地すべり(0箇所)
- ・土砂災害警戒区域(954箇所)十石流(396箇所)、急傾斜地の崩壊(549箇所)、地すべり(9箇所)

第2編 災害予防計画

- 1 災害時の応援協定
 - ○県や他市町との相互応援協定(2件追加 全 9件)
 - ○関係機関との応援協定 (8件追加 全23件)
- 2 広域避難・広域一時滞在の体制の整備(項目追加)
 - ○他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
 - ※播磨地域広域避難計画作成済
- 3 ライフライン関係施設との連絡体制等
 - ○倒木等によるライフライン関係施設への被害を最小限にするため、「減災」・「事前防災」の視点から、事前伐採等による予防保全、災害時の復旧作業の迅速化等、相互連携の強化に努める。(追加)
- 4 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策(項目追加)
 - ○県作成「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考 に、感染症に留意した避難所運営を実施する。 ※避難所運営マニュアルに追加済
- 5 備蓄体制等の整備
 - ○備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用するよう努める。(追加) ※年1回訓練実施済
- 6 個別避難計画の作成をはじめとする避難支援体制の整備(項目変更)
 - ○災害対策基本法の改正により、要支援者の避難を支援するための個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災と福祉の連携、福祉専門職や地域住民等、避難支援に携わる関係者と連携を図るなど、8つの点に留意し個別避難計画の作成に努める。(追加)
- 7 要配慮者利用施設の避難確保対策
 - ○要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画に基づく避難誘導等訓練を実施し、 町へ報告するものとする。(追加)
 - ○避難誘導等訓練結果について、町は必要な助言等を行うものとする。(追加)
- 8 住民に対する防災知識の普及
 - ○災害に対する平時の心得
 - ・マイ避難カードの作成等により避難行動に移る タイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定してお くことの重要性(追加)
 - ・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要が ないこと(追加)

※出前講座 地域防災学習会にて周知をしている。

9 学校における防災教育の充実

○自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成する(追加)

10 消防団の育成強化

- ○少子高齢化により消防団員が減少する中、女性の消防団加入や退団した消防団員に対して消防協力員への登録を推進するなど、有事の際の応援体制を整備、強化を図る。 (追加)
- ○全団員を対象に実施したアンケート及び分団幹部との意見交換会を実施。その結果 から、時代に即した消防力を維持しながらも団員の過度な負担を軽減し、活動を見直 していくことで、真にやりがいがあり地域に貢献する消防団活動を推進するために、

今後「佐用町消防団活動方針」を策定し運用する。(追加)

○消防庁からの技術的助言により、消防団員に対する各種報酬や支給方法を見直し、 消防団員の処遇改善を図る。(追加)

第3編 災害応急対策計画

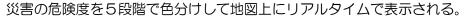
1 防災情報の収集

- ○気象庁ホームページ (HP) による防災情報収集
 - ・防災情報の収集 …「防災情報提供システム」から「気象庁HP」へ変更
 - ・特に危険度分布キキクルを活用する。

※キキクルとは

気象庁が発表する防災気象情報の一つ。

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害の危険度の高まりを地図上で確認できるシステム。





2 避難指示等の発令(変更)

○避難情報変更に伴う発令内容について

変 更 前

変 更 後

- ・避難準備・高齢者等避難開始 → 警戒レベル3 高齢者等避難
- ・避難勧告 → 警戒レベル4 避難指示
- ・避難指示 (緊急) → 警戒レベル5 緊急安全確保
- ※発令状況や居住者等がとるべき行動は次のとおり

■警戒レベル3 高齢者等避難

・発令状況: 災害のおそれあり

とるべき行動:危険な場所から災害時避難行動要支援者等は避難

■警戒レベル4 避難指示

・発令状況: 災害のおそれ高い

・とるべき行動:危険な場所から全員避難

■警戒レベル5 緊急安全確保

・発令状況: 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)

・とるべき行動:命の危険 直ちに安全確保!

3 ヘリコプターの出動要請

○県に対する防災へリコプターの支援要請先

県災害対策本部非設置時(変更)

(変更前)神戸市消防局警防部指令課 → (変更後) 西はりま消防組合要請書提出先(追加)

県消防防災航空隊 TEL (078)303-1192

FAX (078) 302-8119

4 避難所の運営

〇避難所に避難した路上生活者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。(追加)

○指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。(追加)

5 ライフラインの応急対策

- ○電気
 - ・停電状況や復旧見通しについて、関西電力送配電ホームページや関西停電情報 アプリ等で確認を行う。(追加)
- ・関西電力送配電は、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 (追加)